

「シティズンシップ教育研究」編集規程

日本シティズンシップ教育学会編集委員会規程第8条に基づき、「シティズンシップ教育研究」編集規程を以下のように定める。

1. 「シティズンシップ教育研究」（以下、「本誌」とする。）は日本シティズンシップ教育学会の機関誌であり、年に1回発行する。
2. 本誌に論文を投稿できるのは日本シティズンシップ教育学会の会員とする。ただし、編集委員会が依頼する場合を除く。
3. 本誌はシティズンシップ教育に関する研究論文、研究ノート、研究の広場、書評、図書・資料紹介の他、日本シティズンシップ教育学会の活動に関する報告・予告等を学会関連記事として掲載する。なお、会員からの投稿は、研究論文、研究ノート、研究の広場に限定する。編集委員会は、「書評」「図書・資料紹介」で取り上げる図書の提供を随時受け付け、それらの取り扱い、執筆者等を決定する。
4. 本誌に論文等を掲載しようとする者は、編集委員会が定める本誌投稿倫理規程を遵守し、本誌投稿規程並びに執筆要領に従い執筆した原稿を、提出期限までに、編集委員会あてに送付するものとする。
5. 同一執筆者（共同研究の第一執筆者を含む）により投稿される論文等は、原則として1号につき1編のみを掲載することができる。ただし、編集委員会の依頼による場合はその限りではない。また、複数号にわたる「連載」が予定される論文等は、編集委員会は受理しない。
6. 論文掲載の可否については、編集委員会において決定する。なお、投稿論文の審査は、別に定める審査規程により行う。
7. 編集委員会は、掲載予定の論文について、執筆者との協議を通じて内容の変更を求めることができる。
8. 執筆者による校正は、初校のみとする。その際、修正は原則として認めない。
9. 抜刷は執筆者の申し出によって作成するが、抜刷にかかわる費用等はすべて執筆者の負担とする。

2 学会誌 編集規程

- 1 0. 掲載された論文の著作権は、別に定める「シティズンシップ教育研究」投稿規程に基づき取り扱われるものとする。
- 1 1. 本誌に掲載された論文等の原稿料は、別に定める「シティズンシップ教育研究」投稿規程に基づき取り扱われるものとする。
- 1 2. 編集に関する事務は、編集委員会が行う。

〔附則〕

本規程は、2020年12月11日より施行する。